

特急発行マイナンバーカードのご案内

特急発行マイナンバーカードとは、特に速やかなマイナンバーカードの交付が必要となる場合を対象に、1週間程度(最短5日)で郵送によりカードを交付する仕組みです。

対象者

- ・1歳未満の者
- ・カードを紛失した者
- ・焼失、損傷、カードの機能が損なわれた者
- ・追記欄満欄により手続きができなかった者
- ・国外からの転入者
- ・国外から転入した中長期在留者
- ・国内に居住していて新たに中長期在留者となった者
- ・無戸籍の者等、新たに住民票に記載された者
- ・刑事施設に収容されていた者
- ・個人番号または住民票コードの変更によりマイナンバーカードが失効した者

※速やかに必要となった時点から起算して30日以内の場合、特急発行が可能です。

1歳未満の者についてはその期間中であれば特急発行が可能です。

※出生届出時を除き、本人が来庁した場合に限り特急発行申請をすることができます。

申請場所

本庁市民課 又は 朝夷行政センター

申請時に必要なもの

(1) 本人確認書類 (Aから2点またはA及びBから各1点またはBから2点)

※Bから2点の場合はマイナンバーカードを市役所へ受け取りに来る必要があります

(2) 通知カード(お持ちの方のみ回収)

(3) 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ回収)

(4) 交付手数料2,000円(紛失等で再発行の場合)

(5) マイナンバーカード(お持ちの方のみ回収)

A

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたもの)、
住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)、旅券、身体障害者手帳、
精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、
一時庇護許可書又は仮滞在許可書、マイナンバーカード(顔写真付きのもの)

B

Aをお持ちでない方は「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市町村長が適当と認めるもの
(例) 健康保険証または資格確認書、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、
学校名が記載された各種書類、医療受給者証、母子健康手帳、
マイナンバーカード(顔写真の無いもの)

カードの受け取り方法

原則、速達・簡易書留で住所地に送付します。

ただし、窓口での受け取りを希望する場合、申請時に本人確認書類がBから2点であった場合、システム上利用できない文字を含む方のうち自動で代替文字変換ができない場合で署名用電子証明書の発行を希望している場合及び自動で変換された文字とは異なる文字を希望する場合は窓口での受け取りとなります。

○窓口での受け取りについて

交付場所：富浦・富山・三芳地区の人 ⇒ 本庁 市民課 (☎0470-33-1051)

白浜・千倉・丸山・和田地区の人 ⇒ 朝夷行政センター (☎0470-44-1111)

交付時間：月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

(祝日、12月29日から1月3日までを除く)

【本人が受け取りに来られない場合】

代理人へお渡しすることができません。必ず本人が来庁ください。

【申請者が15歳未満の方や成年被後見人の方の受け取り】

申請者が15歳未満または成年被後見人の場合は、申請者本人が法定代理人とともに来庁していただく必要があります。

○窓口での受け取りに必要なもの

(1) 本人確認書類 (Aから2点またはA及びBから各1点またはBから2点)

(2) 照会書兼回答書 (申請時にBから2点の場合、申請後に住所地へ送付します)

【申請者が15歳未満の方や成年被後見人の場合】

(3) 法定代理人の本人確認書類 (Aから2点またはA及びBから各1点またはBから2点)

(4) 法定代理人の資格を証明できるもの (成年被後見人の登記事項証明や戸籍謄本など)

※(4)は住民票や戸籍が南房総市にあり、法定代理人であることが確認できる場合は省略できることがあります。

A

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたもの)、
住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)、旅券、身体障害者手帳、
精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、
一時庇護許可書又は仮滞在許可書

B

Aをお持ちでない方は「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市町村長が適当と認めるもの
(例) 健康保険証または資格確認書、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、
学校名が記載された各種書類、医療受給者証、母子健康手帳など

お問い合わせ

南房総市役所 市民課 ☎0470-33-1051

〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28番地